



## 新型コロナウイルス感染症に対する酒田市の対応方針 (令和2年6月1日以降版)



### [趣旨]

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言について、5月25日をもって全都道府県で解除されました。長い活動自粛によって経済は大きな打撃を受けており、一刻も早い社会経済活動の回復が望まれます。一方で、新型コロナウイルス感染症の収束は、長丁場となることを覚悟しなければなりません。今後は、「新しい生活様式」を定着させ、事業者に対しては業種別のガイドライン等の実践を促しながら、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくことが求められます。

本市においても、「感染予防の徹底と社会経済活動の回復の両立」を図りながら、市全体が一丸となって酒田市の活気を取り戻すために対応してまいります。

市民の皆様と、市の方向性を共有するため、現時点での市の考え方について「新型コロナウイルス感染症に対する酒田市の対応方針」としてお知らせするものです。市民の皆様の今後の活動再開などに向け、参考にいただければ幸いです。

なお、本対応方針は国等の方針、本市での状況の変化により、随時見直していきます。

### **1 感染拡大防止対策の徹底**

感染拡大防止のため、次の事項を市民一人ひとりが順守するよう周知を図ります。

- (1) 手洗い、マスク着用、身体的距離の確保を励行してください。
- (2) 「換気が悪い」「人が密集する」「対面で会話する」の3つの条件が重なり合う環境を避けてください。(以下、「3密」という。)
- (3) 不特定多数が利用する物品の消毒を徹底してください。
- (4) 高齢者や基礎疾患のある人の感染防止に全力をあげてください。
- (5) 6月18日までは、5都道県(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)との不要不急の移動については慎重に検討してください。
- (6) 「新しい生活様式」**別紙1**を実践してください。
- (7) 業種別のガイドラインに沿って感染予防に取り組んでください。

## **2 小中学校について**

小中学校については5月25日から、部活動も含めて完全に再開しています。休校によって不足している授業時間の確保については、夏休みの短縮を含めて検討しています。

## **3 イベント等（共催等を含む）の開催基準について**

5月25日から都道府県に対し「イベント開催制限の段階的緩和の目安」が示され、県は5月26日に「イベント等の開催に関する基本方針」**別紙2**を策定しました。「①規模別及び態様等別の要件を満たし、かつ②感染拡大防止に係る留意事項に対応できる場合」に開催できるものとしています。

本市も、同様の対応とします。ただし、大規模な市主催イベントは当面の間、原則、中止又は延期とします。

## **4 公共施設の対応**

### **(1) 公共施設の開館**

公共施設は5月11日以降、順次開館していますが、引続き、施設利用にあたっては、感染予防を徹底することとし、利用形態が次のいずれかに該当する場合は、ご利用いただけません。

- ①講演者、指導者、参加者に5都道県(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)からの来訪者がいる場合（6月18日まで）
- ②適切なソーシャルディスタンス（2m）を確保できない場合
- ③3密を回避することができない場合
- ④その他感染予防に支障がある場合

### **(2) 臨時休館継続施設**

公益研修センター練習室は当面の間、休館を継続します。（児童センター（交流ひろば内）は5月25日に開館し、ひらたタウンセンター筋力トレーニング室は、6月1日から開館します。）

## **5 医療体制**

(1) 新型コロナウイルス感染症は減少傾向にありますが、いつ第2波が襲ってくるかもわかりません。自粛規制の緩和によって人の動きが活発になり、今後また他県との人の往来が増えていくことが予測されます。

医療機関における感染拡大を防止するため、継続した発熱、強い倦怠感、息苦

しき等の症状がある方は、「新型コロナ受診相談センター」に相談するように促し、一般の医療機関を直接受診することがないように、引続き、山形県の受診・相談体制等の周知に努めていきます。

また、特に、感染拡大期及びまん延期等になると、日本海総合病院を中心とした地域の入院機能を維持することが重要となります。県などから「政府の基本方針」などに基づき、地域の医療体制等に関して具体的な要請があった場合は、地区医師会・薬剤師会等の関係団体及び山形県庄内保健所や庄内町・遊佐町等の近隣自治体と協議のうえ対応を検討していきます。

加えて、本市独自の専門家組織である「酒田市コロナウイルス感染症に関する専門家会議」に意見を求めながら感染拡大防止、医療体制維持のため万全を期していきます。

[酒田市新型コロナウイルス感染症に関する専門家会議構成]

- ①酒田地区医師会十全堂会長
- ②酒田地区歯科医師会長
- ③酒田地区薬剤師会長
- ④地方独立行政方法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院長
- ⑤その他市長が必要と認める者

(2) 新型コロナウイルス感染症対策で尽力されている医療従事者に対して、メッセージカードにより敬意と謝意の気持ちを届け、市民とともに応援していきます。

## 6 経済・生活支援

国等の支援策に加え、新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受けている事業者、生活困窮者等に本市独自の経済・生活支援を実施します。

国の特別定額給付金（1人10万円）の給付についても、一日も早く市民の皆様の手元に届くよう対応しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用し、その時期に合わせ、積極的に支援を展開して社会経済活動を回復させます。

(1) 本市独自の経済・生活支援対策／（5月7日専決補正予算）

	対 象	概 要
事業者支援	旅館・ホテル	令和2年3月分の上下水道料金相当額補助（最大250万円）※拡充
	飲食店	令和2年3月分の上下水道料金相当額補助（最大100万円）※拡充
	タクシー・運転代行業	登録1台につき5万円補助※拡充

	貸切バス業	営業車両1台につき大型25万円、大型以外15万円補助（上限額250万円）※拡充
	旅行業	本市に本社を置く事業者につき50万円
	出前・持ち帰り販売を行う事業者	1事業者につき3万円
	飲食店・小売店・サービス業	先払いチケット「もつけ玉」購入代金のうち、20%相当額を補助
	市内事業者	令和2年5月11日～22日（土・日除く）に商工会議所、金融協会、社会保険労務士、市担当職員等による緊急相談窓口を開設
生活支援	特別児童扶養手当受給世帯	身体、知的または精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している世帯へ2万円の支援金
	ひとり親家庭等	ひとり親家庭等（児童扶養手当受給世帯）に2万円の支援金
その他	結婚した方 子どもが生まれた方	酒田市の花を贈呈（花き農家対策）
	東北公益文科 大学生等	酒田市直接雇用による経済支援等
	75歳以上の方	市独自のマスク配布
	感染症の最前線での医療従事者等	市内ホテルをシェルター利用する際の宿泊料について、シングル2千円等の補助
	医師・薬剤師	酒田市休日診療所及び日本海総合病院で実施している夜間診療に従事する酒田地区医師会・同薬剤師会の方が感染または濃厚接触者となった場合の休業補償

(2) 特別定額給付金（5月29日現在の支給状況）

	申請世帯 (件)	給付済世帯 (件)	給付済額（千円）
郵送申請	36,798	9,135	2,410,300
オンライン申請	962	934	242,900
計	37,760	10,069	2,653,200

※6月4日には、約78%の給付者へ給付になる予定です。

(3) 今後も、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、早期に「コロナ禍で苦境に陥っている方への緊急支援対策」、「感染拡大の第2波に備えた感染予防対策」とともに、「落ち込んだ経済のV字回復」に積極的に取り組みます。

(4) 市民の皆様から、各種支援制度を活用していただけるよう本市のホームページ、フェイスブック及び広報等を通じてお知らせしていきます。

## **7 その他**

(1) 飛島における観光客等の皆様の受け入れ再開について

飛島における観光客等の受け入れを6月1日(月)から段階的に再開します。併せて、6月18日(木)までの間、5都道県(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)から来島を予定されている皆様の来島自粛を要請します。

(2) 業務継続計画の策定

新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う職員の感染リスクの低減、又は感染等により出勤可能な職員が減少した場合において、住民サービスを低下させることなく、市の行政機能を維持するために、業務継続計画を策定し対応します。

(3) 災害時の避難所等対応

災害が発生し、避難所が避難者で密集した状態になると、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念されます。市では、「酒田市避難所等開設に係る新型コロナウイルス感染症対策」(マニュアル)を作成し対応していきます。

なお、市民の皆様には、特に次の事項に配慮をお願いします。

- ①避難する場所は小・中学校等の市が指定する近くの場所に限らず、安全な親戚・知人宅に避難することや自宅に留まり安全を確保することも検討してください。
- ②避難所では他の人との間隔を、できるだけ2 m以上空けて、感染する可能性を少しでも減らしてください。

### 参考

#### **市職員の行動規制**

(1) 職員の出張及び往来の制限

職員の出張について、5都道県(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)は6月18日までは控える。私事についても同様とする。

(2) 訪問者等との接触の制限

5都道県(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)からの訪問者等との接触は、6月18日まで極力行わない。

(3) 帰省又は帰市した家族等を滞在させた職員への対応

6月18日までに、5都道県(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)から帰省又は訪れた家族等と接触した職員は、その接触した家族等が発熱等の体調不良となった場合、当分の間出勤を控えるものとする。

# 「新しい生活様式」の実践例

## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え    密集回避    密接回避    密閉回避    換気    咳エチケット    手洗い

## (3) 日常生活の各場面別の生活様式

### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空気で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

## (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク